

俱知安町防火管理者連絡協議会会則

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、俱知安町防火管理者連絡協議会と称し、事務局を羊蹄山ろく消防組合俱知安消防署に置く。

第2条 この会は、会員相互の融和協調を図ると共に連携して事業所の防火管理に関する研究を行い、もって所属事業所の安全とその振興発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 この会の会員は、町内事業所に勤務する下記の者をもって組織する。

- (1) 正会員
 - ア 消防法第8条に定める防火管理者
 - イ 防火管理者の補助者
 - ウ 消防施行令第3条に定める資格を有する者
- (2) 賛助会員
この会の趣旨に賛同する者

第2章 事 業

(事業)

第4条 この会は、その目的を達成するため消防機関と連携のうえ次の事業を行う。

- (1) 研修会及び研究発表会等の開催
- (2) 防火関係法令の研究
- (3) 事業所における防火思想の普及とその訓練
- (4) 機関紙の発行
- (5) 火災予防上特に功労のあった者の表彰
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 部会及び役職員

(部会)

第5条 この会は、その目的を達成するため事業の業態に応じ次の部会を置く。

- (1) 第1部会 各種学校、幼稚園及びこれらの類
- (2) 第2部会 官公庁、会社、事業所及びこれらの類
- (3) 第3部会 映画館、遊技場、ホテル、旅館、アパート及びこれらの類
- (4) 第4部会 病院、社寺、集会所、公衆浴場及びこれらの類
- (5) 第5部会 ニセコ高原地区ホテル、旅館、ペンション及びこれらの類
- (6) 第6部会 料理店、飲食店及びこれらの類

(役員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名
- (3) 理 事 12名 (部会長、副部会長がこれにあたる)
- (4) 監 事 2名
- (5) 部 会 長 6名
- (6) 副 部 会 長 6名
- (7) 幹 事 若干名 (各部会ごとに)

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、総会において行い正会員より選出するものとする。但し部会長、副部会長及び幹事は、各部会においてそれぞれ選出するものとする。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

- (1) 役員任期満了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行なうものとする。
- (2) 欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする

(役員任務)

第9条 この会の役員は、次の職務を行なうものとする。

- (1) 会長 会長はこの会を代表して会務を統轄する。
- (2) 副会長 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事 理事は役員会に出席し、会務を議決する。
- (4) 監事 監事は会務の状況及び会計を監査する。
- (5) 部会長 部会長はその部会を代表し、部会の業務を処理する。
- (6) 副部会長 副部会長は部会長を補佐し部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (7) 幹事 幹事は部会構成、各部門の業務を分担する。

(顧問、相談役、参与)

第10条 この会に顧問、相談役、参与を置き、次のうちから会長がこれを委嘱する。

- (1) 羊蹄山ろく消防組合倶知安消防署職員
- (2) 理事会で推選した学識経験者
- (3) 会員で特に功労があった者

(事務局職員)

第11条 この会の事務局に、次の職員を置く。

- | | | |
|-----|------|----|
| (1) | 事務局長 | 1名 |
| (2) | 書記 | 2名 |
| (3) | 会計 | 1名 |

第4章 会議

(会議)

第12条 この会の会議は、定期総会、臨時総会、役員会、部会とし、会長並びに部会長がこれを招集し、それぞれ其の議長にあたる。

(定期総会)

第13条 定期総会は、毎年1回とし、次の事を議決する。

- (1) 予算及び決算に関する事
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事
- (3) 会則の変更及び改廃に関する事
- (4) 役員選任に関する事
- (5) その他、会長が必要と認めた事項に関する事

(役員会)

第14条 役員会は、次の事項を決議する。

- (1) 定期総会に提出する議案及び事業計画の実施運営に関する事
- (2) 総会において委任された事項、部会から提出された事項、その他、会長において事業遂行上必要と認める事項

(部会)

第15条 部会は次の事を決議する。

- (1) 部会運営において必要な事項
- (2) 役員会に提出する議案事項

(議決)

第16条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。

- (1) 可、否同数の時は議長がこれを決するものとする

第5章 会 計

(事業年度)

第17条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(経費)

第18条 この会に必要な経費は、会費、寄付金、その他収入をもってこれにあたる。

(会費)

第19条 会費は、次により納入するものとする。

会費 3,000円

(備付帳簿)

第20条 この会に次の帳簿を備える。

- (1) 会員名簿
- (2) 現金出納簿
- (3) 会費徴収簿
- (4) 記録簿

第6章 雑 則

(細則)

第21条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会の承認を経て会長が定める。

附 則

この会は、昭和44年10月17日より施行する。

昭和48年 4月 1日 一部改正

平成 6年 4月25日 一部改正

平成11年 5月28日 一部改正

平成17年 5月23日 一部改正

平成23年 5月23日 一部改正

慶弔及び表彰に関する内規

倶知安町防火管理者連絡協議会の慶弔に関する内規

第1条 この内規は、慶弔に関する必要な事項を定める。

第2条 慶弔の種類及び金額は、次のとおりとする。

(1) 弔慰金 会員が死亡した場合 香 典 5,000円

第3条 この内規の定めのない事項については会長が決める。

附 則

この内規は、平成5年4月20日から施行する。

平成17年 5月23日 一部改正